

東大和市ごみゼロを目指したまちづくり基本計画（ごみゼロプラン）
東大和市一般廃棄物処理基本計画 概要版

第1章 計画の位置づけ

この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、東大和市における一般廃棄物処理の長期的かつ総合的視点に立った、基本事項を定めるものである。

計画の期間は、平成30年度から34年度までの5年間とする。

東大和市では、平成25年3月に、平成29年度までを計画対象期間とする、東大和市一般廃棄物処理基本計画を策定した。

今回の見直しは、計画の策定から5年を経過することに伴うもので、市民・事業者・行政が協働し、共に行動することで更なる廃棄物の発生・排出抑制と適正処理を図ることを目的とする。

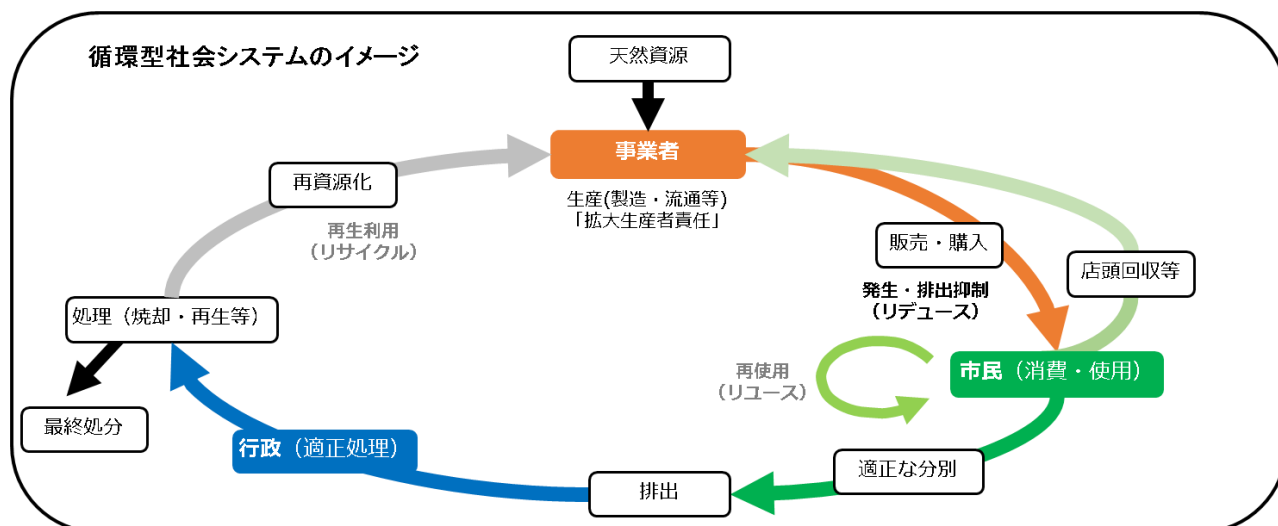
第2章 基本理念

1 循環型社会の構築

市民及び事業者との協働のもと、廃棄物の発生・排出抑制、資源の有効利用等に努め、良好な環境を確保し、持続的発展が可能な社会を目指すこととする。

2 発生・排出抑制及び資源循環の仕組みをつくる

事業者による拡大生産者責任への取組みや、市民による廃棄物の適正な分別排出など、発生・排出抑制と資源循環の仕組みをつくっていく。



第3章 基本方針

1 廃棄物の発生・排出抑制に努め、廃棄物の減量を推進する

リサイクルより優先順位の高い2R（リデュース・リユース）の取組みを進める。

リデュース（廃棄物の発生・排出抑制）を基本とした廃棄物の減量を推進する。

2 中間処理と最終処分を考慮し、廃棄物の減量を推進する

小平・村山・大和衛生組合では、ごみ焼却施設及び不燃・粗大ごみ処理施設の更新、3市共同資源物処理施設の整備を予定しているため、更なる廃棄物の減量、組織市間の資源化基準の統一を目指す。

3 市民・事業者・行政の三者が一体となり、廃棄物の減量施策を推進する

市民は適正な分別排出を、事業者は拡大生産者責任を果たすことを、市は市民及び事業者への意識啓発に取組むとともに、廃棄物の適正な処理を行い、資源物回収により廃棄物の減量につなげる取組みを推進する。

市民の役割

廃棄物をできるだけ出さないように努める。

食材については、必要な分だけを購入するなど、食べ残しなどが出ないように心がける。

発生・排出抑制（リデュース）対策

- 詰め替えできる製品の購入
- 余分なものは買わない
- マイバッグの持参

再使用（リユース）対策

- できる限りくり返し使用
- リサイクルショップなどの利用

再資源化（リサイクル）対策

- 分別排出への協力
- 資源物集団回収活動への参加
- 再生品の積極的な使用

事業者の役割

廃棄物になった後のことまでを考え、再資源化しやすい製品を製造・販売する。

発生・排出抑制（リデュース）対策

- 生産過程で、廃棄物の発生が少ない商品の開発や、販売

再使用（リユース）対策

- 使い捨て容器から、くり返し使用できる（リターナブル容器）製品への転換

再資源化（リサイクル）対策

- 製品の自主回収

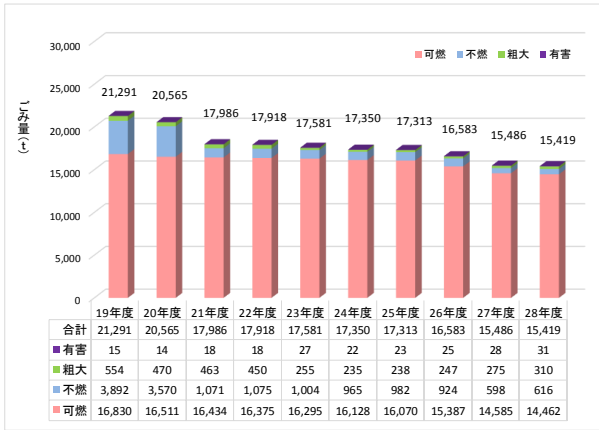
行政の役割

発生・排出抑制に取組む意識を高め、循環型社会の構築に向けて行動していく。

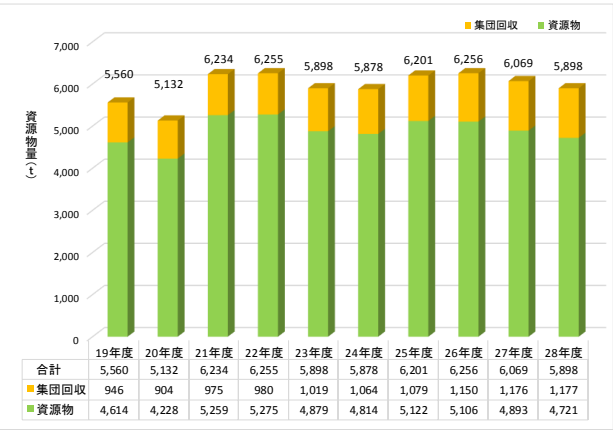
資源物集団回収活動を推進し、資源物の適正処理に努める。

第4章 東大和市の廃棄物処理の現状

●ごみ量の推移

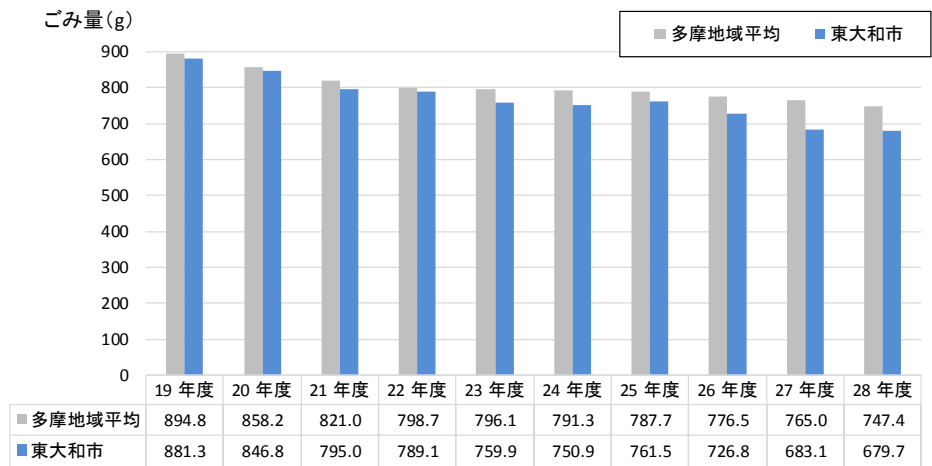


●資源物量の推移

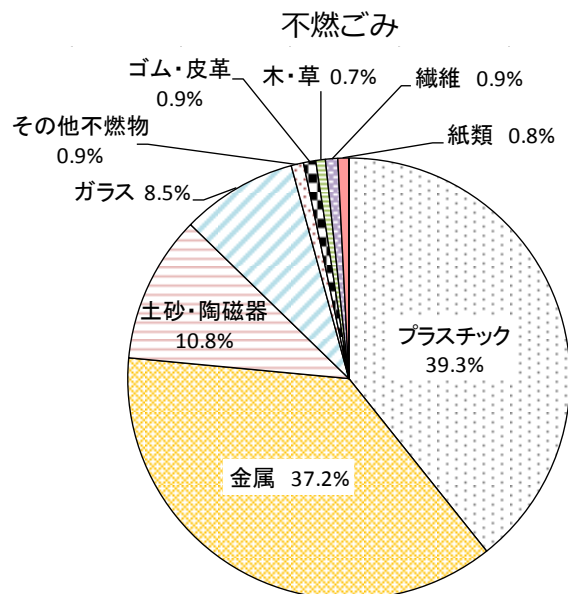
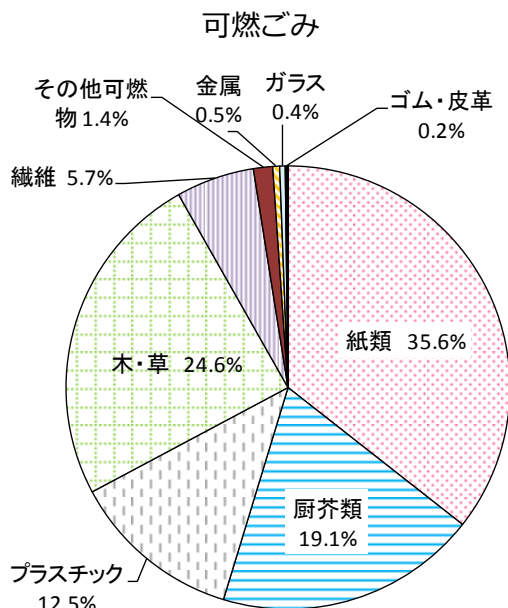


●一人1日当たりの排出量

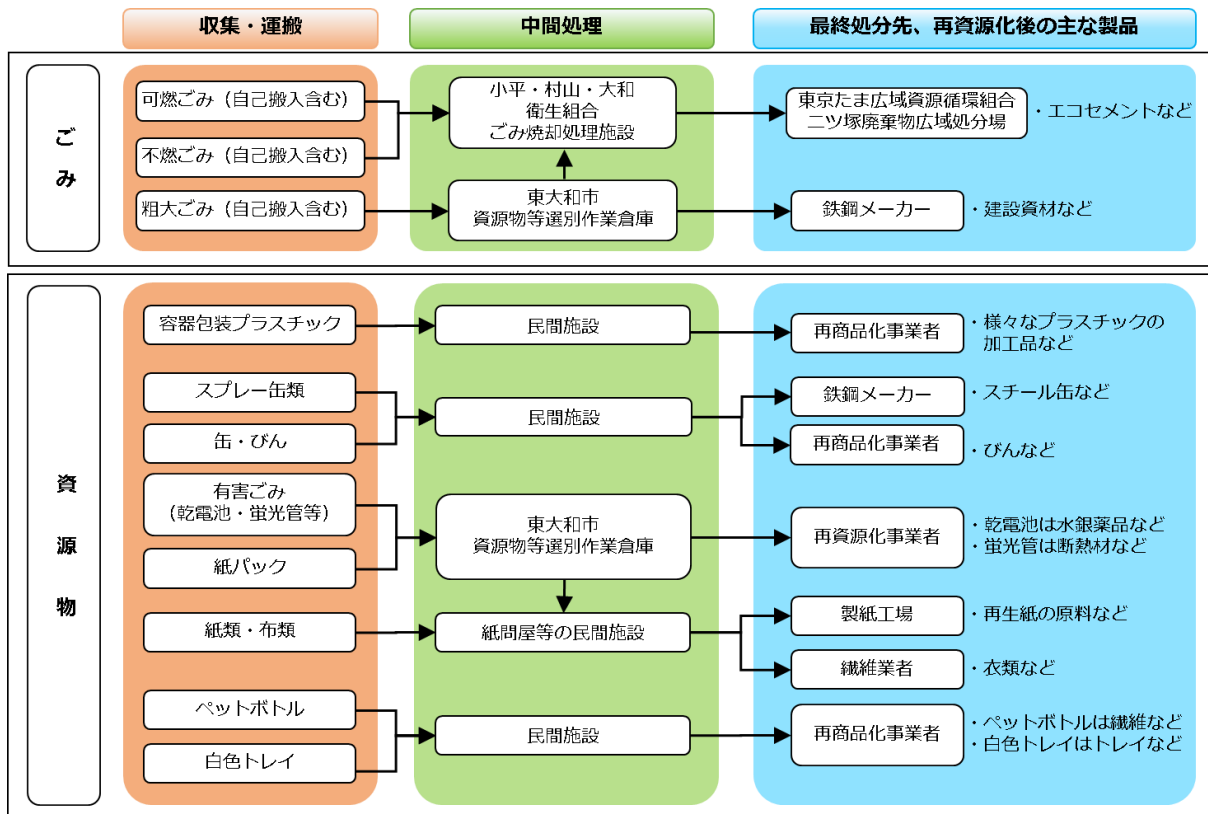
(資源物及び資源物
集団回収量を含む)





●ごみの組成 (平成28年度)



廃棄物処理のフロー



中間処理・最終処分

リサイクル施設 東大和市資源物等選別作業倉庫	小平・村山・大和衛生組合 ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設
	
有害ごみ及び粗大ごみの選別や保管を行っている。	可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの焼却や破砕選別等の中間処理を行っている。

日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場

日の出町の協力のもと、東京たま広域資源循環組合日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場で最終処分を行っている。

二ツ塚処分場への埋立は、平成10年から始まり、施設の延命化を図るため、平成18年よりエコセメント事業に着手している。平成28年度末の埋立進捗率は、44.7%である。

第5章 東大和市の廃棄物処理における課題

1 発生・排出抑制

- 食品ロスへの取組み
- 市民及び事業者と協働で取組む廃棄物の減量化
- 拡大生産者責任への取組み

2 廃棄物の収集

- 容器包装廃棄物に係る行政関与の低減
収集、選別及び保管に係る費用の増大を抑制する。
- 戸別収集の導入の検討
資源物（容器包装プラスチックを除く）の回収方法等を検討する。

3 中間処理

- 3市共同資源化事業
循環型社会の形成に向けた取組みを推進する。
- 小平・村山・大和衛生組合
ごみ焼却施設及び不燃・粗大ごみ処理施設の更新事業を実施する。

4 最終処分

- 廃棄物搬入量の減量
日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場への焼却灰を搬入配分量以下に抑える。

5 市民活動への支援

- 市民意識の改革に向け、諸活動への支援の実施

6 廃棄物処理費用の適正化

- 廃棄物処理に係る財政負担の軽減
- 情報公開
一般廃棄物の処理に係る経費の分析や評価を行う。

第6章 廃棄物処理の主体と共同処理について

収集・運搬

家庭廃棄物等の収集・運搬は、市独自で行う。

事業系一般廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく自己処理を推進する。

中間処理

可燃ごみ等の中間処理については、小平・村山・大和衛生組合において共同処理する。

●3市共同資源物処理施設の整備

「小平・村山・大和衛生組合 資源物中間処理施設」は平成31年度に稼働予定。

施設の種類	容器包装リサイクル推進施設
処理能力	23トン/日
対象品目	容器包装プラスチック及びペットボトル

●不燃・粗大ごみ処理施設の更新

「(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設」は平成32年度に稼働予定。

施設の種類	マテリアルリサイクル推進施設
処理能力	28トン/日
対象品目	不燃ごみ及び粗大ごみ

●ごみ焼却施設の更新

「(仮称)新ごみ焼却施設」は平成37年度に稼働予定。

施設の種類	エネルギー回収型廃棄物処理施設
処理能力	236トン/日(予定)

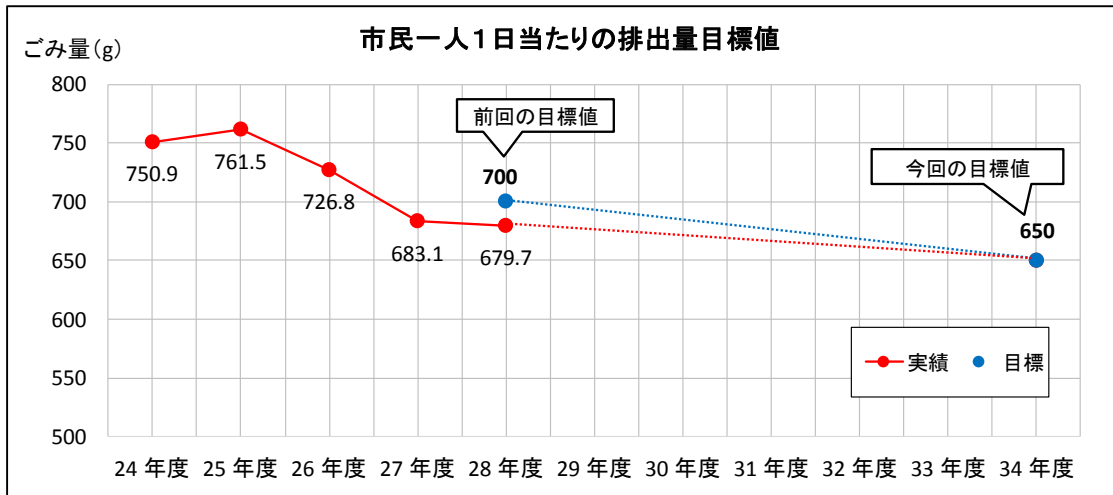
最終処分

最終処分は、多摩地域25市1町で組織する東京たま広域資源循環組合において、今後も、日の出町の協力のもと、共同処理を行う。

第7章 今後の排出物の発生と処理の目標

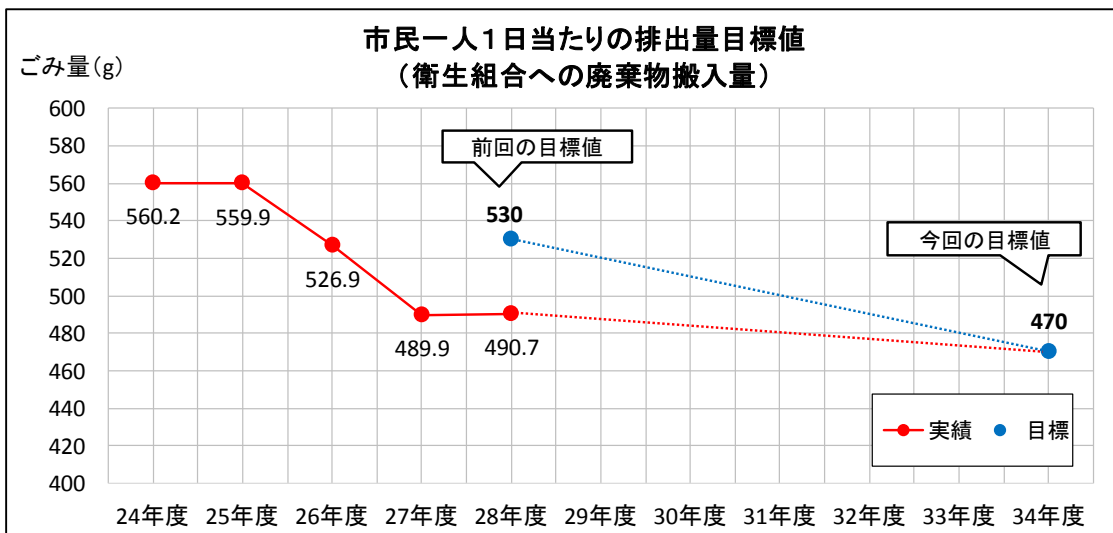
●目標1 廃棄物排出量は650g以下を目指す

廃棄物を減量し、平成34年度までに、市民一人1日当たりの排出量は、650g以下を目指す（総排出量）（平成28年度実績 679.7g）



●目標2 小平・村山・大和衛生組合への搬入量は470g以下を目指す

発生・排出抑制と再使用により、平成34年度までに、市民一人1日当たりの廃棄物搬入量（資源物及び有害ごみを除く）は、470g以下を目指す（平成28年度実績 490.7g）



●目標3 最終処分量を減らし、平成34年度までに、搬入配分量以下を目指す

平成28年度	搬入量	搬入配分量
焼却灰	1,810 t	1,624 t
破碎不燃ごみ	10 m ³	39 m ³

第8章 目標達成のための施策（市民及び事業者と歩むごみゼロ作戦）

施策1 目標達成のための具体的な施策

- 発生・排出抑制対策
 - ・事業系一般廃棄物の自己処理の推進
 - ・食品ロスへの取組み
- 適正処理の推進
 - ・資源物収集の見直し
- 収集体制の検討
 - ・排出困難者に対する廃棄物収集体制の検討

施策2 市民及び事業者への情報提供や指導

- 情報の提供
 - ・分かりやすい広報の作成
- 市民対応
 - ・出前説明会の充実
- リサイクル資材の積極的使用

施策3 環境学習プログラムの提供

- 市民向けの環境学習プログラム
 - ・講座等の企画
 - ・ごみ処理施設等見学会の継続
- 子どもたち向けの環境学習プログラム
 - ・児童あるいは生徒への環境学習講座
 - ・ごみ体験学習

施策4 市民、事業者及び他機関との連携

- 市民のリサイクル活動等との連携
- 廃棄物の減量を意識したライフスタイルの推進
- 資源物集団回収の支援
- 事業者への指導
- 他の自治体や関連団体等との連携

施策5 処理費用の負担のあり方の検討

- ・組織市間でのごみ処理手数料の均衡事業系一般廃棄物処理手数料の改定についての検討
- ・適正な処理手数料についての検討

施策6 新たな中間処理施設の運用

- ・安定した資源物の循環的利用の促進
3市共同資源物処理施設
- ・廃棄物処理施設の計画的更新
不燃・粗大ごみ処理施設
ごみ焼却施設

施策7 最終処分場の延命化

- ・埋立処分量ゼロを目指した取組み

施策8 国や都への要望

- ・拡大生産者責任の確立に向けた要望
- ・施設整備費等、自治体への補助拡大の要望